

児童発達支援センターにおける取組の状況（令和7年度）

1 市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保

- ・施設長と京都市との間で、新たな取組に向けた情報共有や意見交換等の場を設定（年3回）
- ・従事職員と京都市の間に、取組を進める中で浮上した課題や改善策に関する情報共有や意見交換の場を設定（年3回）
- ・地域の自立支援協議会（児童部会）への参画

参画状況	
京都市障害者自立支援協議会「児童専門部会」	うさぎ園
北部地域自立支援協議会 児童部会	ひなどり学園、ひばり学園、ポッポ
西部地域自立支援協議会 児童部会	洛西愛育園
中部地域自立支援協議会 児童部会	こぐま園
東部地域自立支援協議会 児童部会	むくの木園
南部地域自立支援協議会 児童部会	空の鳥幼児園、きらきら園

2 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制の確保

【サービスの指定状況】

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支援	障害児相談 支援
ひなどり学園	○	—	○	—	○
ひばり学園	○	—	○	—	○
ポッポ	○	—	○	—	○
うさぎ園	○	—	○	—	○
こぐま園	○	—	○	—	○
むくの木園	○	—	○	—	○
洛西愛育園	○	—	○	○	○
空の鳥幼児園	○	—	○	○	○
きらきら園	○	—	○	○	○

3 地域の障害児通所事業所との連携体制の確保

(1) 事業所訪問等による助言・援助（訪問延べ 56 件 等）

- ・新規に指定された事業所や、指定更新を予定している事業所を訪問し、支援の様子を見ながら適宜助言、指導
- ・要請に応じて事業所を訪問し、個別の課題について助言・指導
- ・事業所からの見学等を受入れ
- ・事業所からの電話やメールによる相談への対応

(2) 事業所職員向け研修の実施

事業所職員を対象に、こどもたちと関わるうえで必要な専門職としての価値観、知識の習得を図るとともに、研修を通して、事業所同士が繋がるきっかけを提供することを目的とする研修を実施。

- ・管理者・児童発達支援管理責任者向け 3 回
- ・新規採用職員向け 2 回

4 インクルージョンの推進体制の確保（保育所等への訪問 172 件 等）

- ・個別児童の課題に関する助言・指導
- ・課題を抱える児童を包摂した集団運営に関する助言・指導

5 発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制の確保

(1) 通所支援利用援助等の実施

指定相談支援事業所として、児童の心身の状況や環境、意向等を勘案し、障害児通所利用計画の策定や見直し等の援助を実施。

(2) 主に療育につながっていない児童と家族への支援（来所対応 133 件 等）

児童の発達について課題を感じている保護者等からの相談に対し、関わり方や療育の利用に向けた情報提供や助言を実施。